

令和2年

第7回教育委員会会議

議案（第15号）

秋田県教育委員会

## 議案第 15 号

「地方自治法第 245 条の 6 第 2 号」の規定に基づく勧告を求める請願の件

令和 2 年 2 月 14 日付けで秋田県教育委員会あてに提出された標記請願に関しては、井川町に対する是正勧告を行わないこととする。

令和 2 年 3 月 30 日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

「自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」には当たらないため。

○地方自治法(S22.4.17 法律第 67 号)

(是正の勧告)

第二百四十五条の六 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務



## 議案第15号 参考資料

令和2年2月14日付け請願の概要について

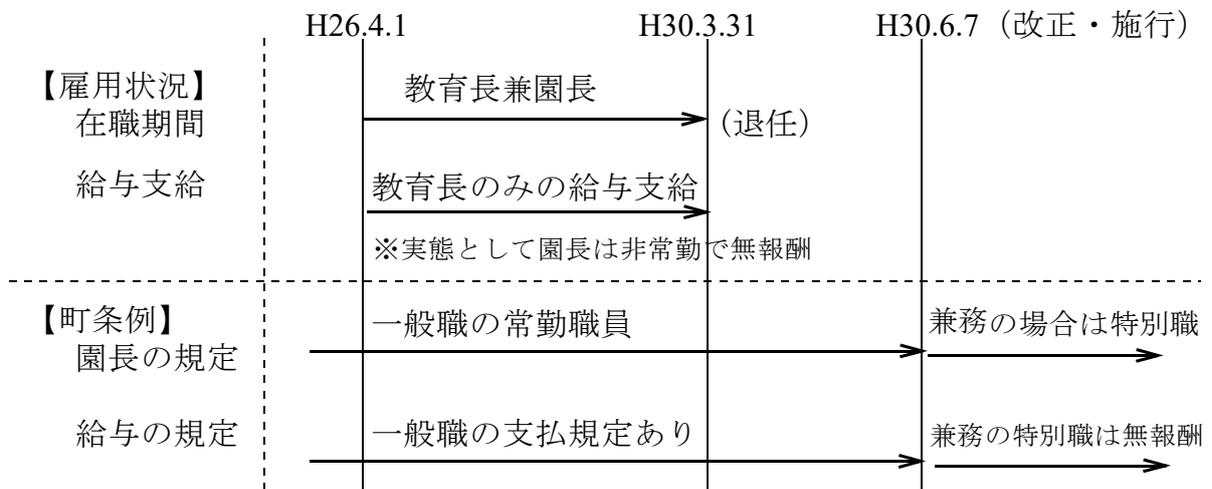
### 1 請願者

### 2 請願の要旨

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで、井川町教育長兼井川町立幼保連携型認定こども園長（以下、「園長」と言う。）であったA氏を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条（兼業禁止）」に違反して在任させていた井川町に対し、県として是正の勧告をするよう求めるもの。

### 3 雇用状況及び町条例の事実関係

- 平成26年4月1日にA氏が教育長兼園長に就任した際には、「井川町一般職の職員の給与に関する条例」では、園長は「一般職の常勤職員」と規定されていた。
- 町条例で、「兼務する園長」を特別職非常勤職員（無報酬）とすることに規定を改正・施行したのは、A氏が園長を退任後の平成30年6月7日である。



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（S31.6.30 法律第162号）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

令和2年

第7回教育委員会会議

議案（第16号）

秋田県教育委員会

議案第十六号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>三 略</p> <p>第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>イ、ハ 略</p> <p>二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p>	<p>第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（<u>常勤である者</u>）にあつては臨時的任用職員以外の職員、<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>三 略</p> <p>第六十七条の七 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（<u>常勤である者</u>）にあつては臨時的任用職員以外の職員、<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>イ、ハ 略</p> <p>二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者（<u>常勤である者</u>）にあつては臨時的任用職員以外の職員、<u>非常勤である者</u>）にあつては短時間勤務職員に限る。）が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p>



市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年度法律第 29 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 251 号）の一部改正により所要の規定の整備を行う必要があるほか、市町村立学校の統廃合に伴いへき地学校に準ずる学校の指定を解除する必要がある。

2 改正内容

- (1) 臨時的任用職員への期末手当の支給について、常時勤務を要する職に就く職員と同様の取扱いとすることとする。（第 67 条の 2 及び第 67 条の 7 関係）
- (2) 次の学校のへき地学校に準ずる学校の指定を解除する。（別表第 13 の 3 関係）

能代市立常盤小学校

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和2年

第7回教育委員会会議

議案（第17号）

秋田県教育委員会

## 議案第 17 号

### 秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

秋田県いじめ防止対策推進条例（平成 28 年秋田県条例第 54 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏 名	分 野	任 期
1	嗟 峨 宏	法 律	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	三 島 和 夫	医 療	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
3	柴 田 健	心 理	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
4	佐々木 晃 久	教 育	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

令和 2 年 3 月 30 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

#### 理 由

秋田県いじめ問題対策審議会の委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了するため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号 参考資料

秋田県いじめ問題対策審議会委員名簿  
 (任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

(令和2年3月30日現在)

No.	氏名	分野 (役職名等)	性別	地域	年齢	備考
1	さが ひろし 嵯峨 宏	法 律 (嵯峨法律事務所 弁護士)				2期目
2	みしま かずお 三島 和夫	医 療 (秋田大学大学院医学系研究科精神科学講座 教授)				新任
3	しばた けん 柴田 健	心 理 (秋田大学教育文化学部 教授)				3期目
4	ささき あきひさ 佐々木晃久	教 育 (秋田公立美術大学美術教育センター 特任教授)				2期目

地 域 別			
地域	男	女	計
県北	0	0	0
中央	4	0	4
県南	0	0	0
計	4	0	4

分 野 別			
分 野	男	女	計
法 律	1	0	1
医 療	1	0	1
心 理	1	0	1
教 育	1	0	1
計	4	0	4

年 代 別			
年 代	男	女	計
30代	0	0	0
40代	0	0	0
50代	3	0	3
60代	1	0	1
計	4	0	4

※平均 57.0歳

議案第 17 号参考資料

秋田県いじめ問題対策審議会委員任命候補者略歴

※個人情報保護のため非公開